

議案第100号 説明資料

幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例の概要

1 制定趣旨

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることとなった。

個人情報の保護に関する法律を施行するために必要な事項を定めた幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、現行の幕別町個人情報保護条例が廃止されるため、審査請求に係る幕別町情報公開・個人情報保護審査会への諮問の規定がなくなることから、新たに条例を制定する。

2 法改正に伴う対応

(1) 情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定

→幕別町個人情報保護条例の廃止に伴い、審査請求について調査審議するための附属機関として審査会を設置するため、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「新条例」という。）を制定する。

(2) 幕別町情報公開条例の一部改正

→幕別町情報公開条例のうち、審査会に関する規定を新条例に移行する改正を行う。

幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例（附則第2条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p><u>(情報公開・個人情報保護審査会)</u></p> <p><u>第18条 第16条第1項及び幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)第22条第1項の規定による諮問について審議を行うほか、次に掲げる事項を審議するため、審査会を置く。</u></p> <p><u>(1) 情報公開及び個人情報の保護に係る重要事項</u></p> <p><u>(2) 行政不服審査法第81条第1項の規定による権限に属せられた事項</u></p> <p><u>2 審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 識見を有する者</u></p> <p><u>(2) 公募による者</u></p> <p><u>4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>6 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、又は諮問をした実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第19条～第25条 略</p>	<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>第18条 削除</p> <p>第19条～第25条 略</p>